

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告..... (総務業務センター)	3
○有害図書類の指定..... (道民活動文化振興課)	4
○農業委員会が行う交換分合計画の認可(5件)..... (農業施設管理課)	4
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	5
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	5
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	5
○土地収用法による事業の認定..... (建設部総務課)	6
○道路の供用の開始..... (道路課)	6
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (出納局総務課)	6

### 告 示

#### 北海道告示第822号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 139台

イ パーソナルコンピュータ 7台

ア及びイは、それぞれ入札を実施する。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成18年12月15日

(4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

#### 3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

#### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館11階共用会議室(送付による場合は、郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター)

(2) 入札日時 平成18年10月31日(火)午前10時30分(送付による場合は、平成18年10月30日(月)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

#### 6 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 400台

イ 予定時期 平成19年1月頃

(2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告  
平成18年7月14日付け北海道告示第615号

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

#### 9 入札参加申込書の提出

(1) 提出期限 平成18年10月18日(水)午後5時(送付による場合は、平成18年10月17日(火)必着)

(2) 提出場所 3に同じ。  
 10 その他  
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。  
 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター  
 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
 電話番号 011-204-5076

11 Summary  
 A . Nature and quantity of the products to be procured :  
 a . Personal Computer 139  
 b . Personal Computer 7  
 B . Bid tendering date and time :  
 10 : 30 A. M., October 31, 2006  
 (Mailed bids must arrive no later than October 30, 2006)  
 C . Contact :  
 Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau  
 Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,  
 Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.  
 Phone : 011-204-5076

**北海道告示第823号**  
 北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。  
 平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ			
図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受 審 会 社 等
雑 誌	09663-9	レディース・コミック [微熱] 9月号	セブ ン 新 社 2006年9月1日発行
同	19673-09	レディースコミック・タブー 9月号	三 和 出 版 株 式 会 社 2006年9月1日発行
同	03801-09	コミックアムール 9月号	2006年9月1日発行 株式会社 サン 出 版
同	15529-9	ZuBA!【ズバツ!】9	2006年9月10日発行 インフォレスト株式会社
同	05463-09	すっぴん Suppin EVOLUTION 9	2006年9月1日発行 英知出版株式会社

同	08513-09	[月刊]メルフレボンパー 09	2006年9月1日発行	KKベストセラーズ
同	18763-09	もっとすごい本当のH話 9月号	2006年9月20日発行	株式会社 バウハウス
同	18114-9	増刊本当にあったHな話 9月1日号	2006年9月1日発行	株式会社 ぶんか社
同	08877-9	Yha! Hip&Lip 9月号	2006年9月1日発行	株式会社ワニマガジン社
同	20437-9/5	パパラッチ 9/5号	2006年9月5日発行	株式会社 双 葉 社
同	03299-9	月刊クリーム 9月号	2006年9月1日発行	ワイレア出版株式会社
同	18403-9	三十路 熱の素 9月号	2006年9月1日発行	マイウェイ出版株式会社
同	18113-9	本当にあったHな話 9月号	2006年9月1日発行	株式会社 ぶんか社
同	16611-9	ドキッ! スペシャル 9月号	2006年9月4日発行	株式会社 竹 書 房
同	15529-10	ZuBA!【ズバツ!】10	2006年10月10日発行	インフォレスト株式会社
同	18114-10	増刊本当にあったHな話 10月1日号	2006年10月1日発行	株式会社 ぶんか社
同	05463-10	すっぴん Suppin EVOLUTION 10	2006年10月1日発行	英知出版株式会社
同	03299-10	月刊クリーム 10月号	2006年10月1日発行	ワイレア出版株式会社
同	08513-10	[月刊]メルフレボンパー 10	2006年10月1日発行	KKベストセラーズ
同	08877-10	Yha! Hip&Lip 10月号	2006年10月1日発行	株式会社ワニマガジン社
同	18113-10	本当にあったHな話 10月号	2006年10月1日発行	株式会社 ぶんか社
同	20437-10/1	パパラッチ 10/1号	2006年10月1日発行	株式会社 双 葉 社
同	13319-10	ケイタイバンディッツ 10月号	2006年10月1日発行	ミリオン出版株式会社
同	17885-10	ブブカ 10月号	2006年10月1日発行	株式会社 コアマガジン
同	05216-10/2	特冊快援隊 月刊 Men's Street 10月2日増刊号	2006年10月2日発行	株式会社 竹 書 房
同	18763-10	もっとすごい本当のH話 10月号	2006年10月20日発行	株式会社 バウハウス
同	13702-10	おとこのOFF Vol. 27	2006年10月1日発行	株式会社 ぶんか社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

**北海道告示第824号**  
 土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条第8項の規定により、上士幌町農業委員会が定めた萩ヶ岡・清水谷地区の農用地等の交換分合計画を認可した。  
 平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第825号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、鹿追町農業委員会が定めた瓜幕地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第826号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、広尾町農業委員会が定めた東豊似地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第827号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、浦幌町農業委員会が定めた静内地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第828号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、帯広市農業委員会が定めた拓成地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第829号**

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
赤井川	畑地帯総合整備 [ 担い手育成型 ] (農業用排水)	平成18. 6.30
同	同 (農道)	同 17.10.31
同	同 (区画整理、暗きよ)	同 17.12.20
同	同 (土層改良)	同 15.11.14
寿都	中山間地域総合整備 (農業用排水)	同 16. 8.30
同	同 (農道)	同 17. 6. 8

同	同	(ほ場整備)	同 17. 6.15
同	同	(客土)	同 16. 8.30
同	同	(暗きよ、農用地改良保全)	同 17. 6.15

**北海道告示第830号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 富良野市5702の3地先（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
  - 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第831号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
釧路市（次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路市(次の図に示す部分に限る。)の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路市(次の図に示す部分に限る。)の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路郡釧路町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課並びに釧路市役所及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第832号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 起業者の名称          | 寿都町   |
| 2 事業の種類           | 観光交流施設整備事業  |
| 3 起業地             |   |
| (1) 収用の部分         | 寿都町字大磯町地内   |
| (2) 使用の部分         | なし  |
| 4 事業の認定をした理由      | 次のとおり(「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び寿都町に備え置いて、一般の縦覧に供する) |
| 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 | 寿都町役場   |

北海道告示第833号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 大野大中山線	北斗市本町849番地先から 北斗市向野1番1地先(河川敷地)まで	平成18.10.6

北海道告示第834号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。  
平成18年10月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項帯広信用金庫の事項中「帯広信用金庫本店」の次に次の1事項を加

える。

同

緑ヶ丘支店

---

